

ハーグ条約実施法に基づく執行官の手数料について

【解放実施手数料】

手数料の種類		根拠規定	金額
完了手数料		手数料等規則26条の3第1項（新設）	2万5000円
不能手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者及び子の存在下における拒絶等 ・返還実施者の指示違反等 （要綱(案)第2の6、） 	手数料等規則26条の3第2項（新設）	7000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者又は子が不在の場合 （要綱(案)第2の6） 	手数料等規則26条の3第3項（新設）	2500円
中止手数料	【臨場前中止】 <ul style="list-style-type: none"> ・臨場前に任意の引渡しがなされた場合 ・返還実施者が都合により不出頭の場合等 	手数料等規則31条（一部改正）	800円
	【臨場後中止】 <ul style="list-style-type: none"> ・一時的に債務者又は子が不在の場合 ・臨場時に債務者代理人が任意の引渡しを確約した場合等 	手数料等規則31条（一部改正）	1500円

【加算手数料】

手数料の種類		根拠規定	金額
長時間の勤務	基本執務時間（1時間）の超過時間が1時間に達すること	手数料等規則32条	手数料の10分の3を加算
休日等の勤務	執務の全部又は一部が休日又は夜間	手数料等規則33条	手数料の2分の1を加算